

2025年
財政援助団体等監査結果報告書

町田市監査委員

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定による主管部課の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

2025年12月8日

町田市監査委員 小泉 めぐみ

同 古川 健太郎

同 三遊亭 らん丈

同 佐 藤 和 彦

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定による主管部課の監査

なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

2024年度（必要に応じて2025年度及び2023年度以前を含む。）に執行された次表に掲げる事務

団体名称	財政援助等の区分	対象事務	主管部課
一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ	出資団体	一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへに係る出納その他の事務	都市づくり部 都市政策課
株式会社武相ブリュワリー	補助金交付団体	町田市地域経済循環創造事業補助金に係る出納その他の事務	経済観光部 産業政策課

(1) 一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ

<団体の概要>

所 在 地	町田市鶴間三丁目1番地4
設立年月日	2020年7月22日
設立根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
基本財産	3,000,000円 (うち町田市出えん金1,500,000円)
設立目的	南町田グランベリーパークの活性化やブランドディングに資する事業を行う者等の活動を支援することで、まちの魅力向上と地域のコミュニティ醸成を図ることを目的とする。
事業内容	1 南町田グランベリーパークの活性化やブランドディングに資する活動に必要な資金収集及び管理事業 2 南町田グランベリーパークの活性化やブランドディングに資する活動に対する資金助成事業 3 その他法人の目的を達成するために必要な事業

<経営成績及び財政状態>

(単位：円)

項目	2023年度	2024年度	増減額
経常収益	35,042,019	35,071,428	29,409
経常費用	35,168,930	35,001,177	△167,753
当期経常増減額	△126,911	70,251	197,162
当期一般正味財産増減額	△196,911	251	197,162
資産合計	17,990,825	17,046,813	△944,012
負債合計	11,840,758	10,896,495	△944,263
正味財産合計	6,150,067	6,150,318	251

<主要事業の実績>

(単位：千円)

事業実施状況	2023年度	2024年度
活動資金の収集・管理事業	35,042	35,071
南町田グランベリーパークの活性化等に資する活動への資金助成事業	34,573	34,351

(注) 町田市公表の外郭団体基本情報から引用

(2) 株式会社武相ブリュワリー

<補助金の概要>

名 称	町田市地域経済循環創造事業補助金
補助金交付要領	町田市地域経済循環創造事業補助金交付要領
制定年月日	2024年4月1日
補助目的	市内の金融機関から融資を受けて市内において事業化に取り組む民間事業者等に対し、事業化段階で必要となる経費の一部を補助することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、市内の経済循環を創造することを目的とする。
補助対象者	地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）による交付金の交付決定を受けた事業を行う民間事業者等
補助対象事業	国要綱第4条に規定する事業とし、国要綱第8条第1項の規定により交付決定を受けた事業
補助対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費及び調査研究費
補助金の交付額	予算の範囲内において、2,500万円を限度とする。
補助金交付額 (2024年度)	23,756,000円

(国要綱第4条)

第4条 事業内容

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、民間事業者等（以下「交付金事業者」という。）が、初期投資を行う事業（以下「交付金事業」という。）に対し、地方公共団体が助成を行う場合に、当該地方公共団体に対して、交付金を交付する。

- (1) 産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (2) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (3) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- (4) 交付対象経費のうち、交付金事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは奄美群島振興開発基金から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「融資額等」という。）の総額が第6条に規定する公費による交付額と同額以上であり、当該融資は無担保（交付金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。

なお、金融機関は経営者に対して交付金事業者の連帶保証人になること（経営者保証）を求めてはならない。

- 2 地方公共団体に対して、上記の目的に即した民間事業者等、大学等、金融機関、地方公共団体及び地域経済活性化支援機構等が連携して実施する地域経済活性化事業に要する出資等の経費についての助成を行う。

(国要綱第8条第1項)

第8条 交付決定

大臣は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適當と認めたときは速やかに交付決定を行い、別記様式第2号による交付決定書により、地方公共団体に通知するものとする。

3 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

(1) 出資団体

重要リスク	監査の着眼点
(1) 出資（出えん）目的に沿った事業運営が行われないリスク	ア 出資（出えん）による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか
	イ 定款（寄附行為）並びに経理規程等諸規程は整備されているか

	<p>ウ 設立目的（出えん目的）に沿った事業運営が行われているか</p> <p>エ 市は、出資（出えん）者としての権利行使及び指導監督を適切に行っているか</p>
(2) 出資（出えん）団体としての経理が適正に処理されないリスク	<p>ア 出資（出えん）団体としての会計処理は適正に行われているか</p> <p>イ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正に行われ、領収書類の整備、保存は適切になされているか</p> <p>ウ 会計処理上の責任体制は確立されているか</p> <p>エ 決算諸表等は法令等に準拠して作成され、事業成績、財政状況は適正に表示されているか</p> <p>オ 資金の運用及び財産管理は適切か、また、経費節減は図られているか</p>

(2) 補助金交付団体

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の交付目的が達成されないリスク	<p>ア 補助金の交付申請、実績報告は適正に行われているか</p> <p>イ 補助対象事業は、計画に従って実施され、十分効果が上げられているか</p> <p>ウ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか</p> <p>エ 市は、補助金の効果及び履行の確認を、実績報告書等により行っているか</p>
(2) 補助金に係る経理が適正に処理されないリスク	<p>ア 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか</p> <p>イ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正に行われ、領収書類の整備、保存は適切になされているか</p>
(3) 市が不正・不要な支出を行うリスク	<p>ア 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か</p>

4 監査の実施内容

出納関係帳簿、関係書類の閲覧、証ひよう等の突合を行ったほか、対象団体及び主管部課の職員に対して質問を行った。

5 監査の期間及び実施場所

2025年7月28日から同年11月27日まで町田市庁舎、南町田グランベリーパーク（パークライフ・サイト）及び武相ブリュワリー町田駅前店で監査を実施した。

6 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。

なお、一部の改善、検討を要すると思料される事項について、町田市監査基準第14条に基づき、一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ（以下「財団」という。）から弁明、見解等を聴取したので、指摘及び意見を以下に述べる。

【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、改善の検討を要望する事項である。

【指摘】会計処理は、会計処理規程の内容を再確認し、会計責任者の適正な関与の下で行うべきもの

財団の会計処理規程第6条では、業務執行理事を財団の会計処理に係る会計責任者とし、会計責任者が会計処理を統括すると定めている。そして、当該規程において、会計責任者の業務として、第22条では金銭の保管及び出納事務を取り扱う出納職員を任命すること、第23条では出納職員が請求書を発行する際に承認を行うこと、第25条では出納職員が金銭の支払を行う際に承認を行うこと、第32条では金融機関との預金取引の開始又は廃止をすることを定めている。

財団の出納事務に係る関係書類の閲覧及び担当者への質問を行ったところ、以下の事例が見受けられた。

- (1) 財団の事務局の職員が金銭の保管及び出納事務を取り扱っていたが、当該職員について、会計責任者による出納職員の任命が行われていなかった。
- (2)請求書の発行及び金銭の支払に際して、会計責任者の承認がなされていなかった。
- (3) 金融機関との預金取引の開始又は廃止について、会計責任者の決裁がなされていなかった。

財団によれば、(1)については、事務局の職員全員が出納事務に関与する体制を取っていたため、個別の任命は必要ないと判断していたとのことであった。また、(2)及び(3)については、財団には、会計処理規程とは別に事務処理の基準を定めた処務規程があり、当該処務規程において定める決裁手続のみを行えばよいと誤認し、会計責任者の承認や決裁を行っていなかったとのことであった。

会計処理規程は、財団の会計処理の基本的な枠組みを定め、財務の透明性、組織への信頼性及び法令遵守を確保するための重要な規範である。特に、会計責任者が出納職員の任命、出納事務に係る承認及び金融機関との取引を行うことは、内部統制を強化し、不正行為の発生を抑制するために重要である。

財団は、会計処理規程の内容を再確認し、会計責任者の適正な関与の下で会計処理を行うべきである。

【指摘】会計処理は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会計処理規程にのっとり、適正に行うべきもの

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する同法第12

0条第1項では、一般財団法人は、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならないと定めている。

また、財団の会計処理規程第9条第2項では勘定科目の名称は別に定める勘定科目表によること、第11条第5項及び第6項では会計伝票等には勘定科目、取引年月日等の取引内容を記載すること、第14条では毎月末日に、補助簿の借方、貸方の合計及び残高を、総勘定元帳の当該口座の金額と照合確認すること、第31条では出納職員が、毎月末日時点の月次試算表を作成し、翌月20日までに会計責任者に提出することを定めている。

財団の出納事務に係る関係書類の閲覧及び担当者への質問を行ったところ、以下の事例が見受けられた。

- (1) 計算書類、会計帳簿及び会計伝票等について、勘定科目表に記載のない勘定科目の使用、金額及び日付の記載誤り、会計区分の計上誤り、会計伝票等への必要的記載事項の記載漏れ等の複数の不備があった。
- (2) 取引の都度、記帳して作成されるべき総勘定元帳及び補助簿が、決算時にしか作成されず、毎月末日における照合が行われていなかった。
- (3) 2024年度の9月、10月、11月、1月及び2月の月次試算表について、会計責任者への提出が翌月20日までに行われていなかった。

財団によれば、(1)については、職員による計算書類等の確認が不足しており、(2)については、職員の会計処理規程についての認識が不足していたとのことであった。また、(3)については、月次試算表の作成を行う顧問税理士への情報提供が遅れるとともに、作成のための調整に時間がかかったとのことであった。

会計処理を適正に行うこととは、財団の財務の透明性を確保し、利害関係人への説明責任を果たすために不可欠である。

会計処理規程は、財団の財務の状況を正確かつ迅速に把握し、財団の事業活動の統制と能率的運営を図るために会計処理の標準的な事項を定めたものであり、これに従うことで、職員は適正かつ効率的に事務を遂行することができる。

財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会計処理規程にのっとり、会計処理を適正に行うべきである。

【指摘】附属明細書の作成、計算書類等の備置き及び閲覧・交付請求に係る対応については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律にのっとり、適正に行うべきもの

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する同法第123条第2項では、一般財団法人は、各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならないと定めている。また、同法第199条において準用する同法第129条第1項では、理事会及び監事を設置している一般財団法人は、同法第123条第2項の規定により作成した書類及び監査報告（以下これらを「計算書類等」という。）を、定時評議員会の日の2週間前の日から5年間、その主

たる事務所に備え置かなければならないと定め、同法第129条第3項では、評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、計算書類等の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求（以下「閲覧・交付請求」という。）をするとことができると定めている。

財団の出納事務に係る関係書類の閲覧及び担当者への質問を行ったところ、以下の事例が見受けられた。

（1）事業報告の附属明細書が作成されていなかった。

（2）主たる事務所に備え置かなければならない計算書類等は、主たる事務所の所在地にある建物（パークライフ・サイト内ミュージアム棟）内に保管されていたが、職員が常駐していないため、閲覧・交付請求に対応できる状況ではなかった。また、保管されている計算書類等は、2020年度から2022年度のみで、2023年度及び2024年度の計算書類等は、保管されていなかった。

財団によれば、（1）については、事業報告を補足する事項がなかったため、附属明細書の作成が必要であるとの認識がなく、（2）については、閲覧・交付請求に対する運用方法を定めておらず、また、計算書類等を備え置くことについて認識がなかったため、主たる事務所における保管書類が不足していたとのことであった。

事業報告の附属明細書は、利害関係人に対し、事業活動や財務の状況をより詳細に説明することを目的としており、事業報告を補足する事項がない場合であっても、その事実を明記することで、情報の欠落がないことを示す必要がある。

また、計算書類等の備置き及び閲覧・交付請求は、組織の運営の透明性を確保し、利害関係人の権利保護を図るための制度である。財団は、利害関係人が事業活動等の状況をいつでも把握できるよう、計算書類等を適切に備え置くとともに、利害関係人が閲覧・交付請求をすることができる環境を速やかに整えなければならない。

財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律にのっとり、附属明細書の作成、計算書類等の備置き及び閲覧・交付請求に係る対応を適正に行うべきである。